

基礎年金の水準に関する変遷 (単身無職高齢者)

長妻昭事務所作成資料

■昭和59年12月6日衆議院社会労働委員会

○吉原年金局長答弁 基礎年金5万円の考え方について

「基礎年金でもって老後生活の基礎的な部分というものを保障できるような水準にしようということを考えたわけでございます」

*参照統計は「全国消費実態調査」等

65歳以上の単身・無職世帯の衣食住に係る支出と基礎年金額

| | 昭和54(1979)年 |
|-----------|---------------|
| 平均支出(月額) | 40,685円 |
| 基礎年金額(月額) | 50,000円 |
| | ※制度発足時(1986年) |

※平均支出は「全国消費実態調査」より抽出

■平成28年10月20日質問主意書への答弁書

○「満額の老齢基礎年金の額と家計調査における高齢無職世帯の支出を見ると、夫婦世帯では当該額が基礎的消費支出を賅っており、単身世帯では、当該額が当該基礎的消費支出をおおむね賅っている」

*参照統計は「家計調査報告書」等

平成28年11月2日
厚生労働省年金局年金課

衆議院議員長妻昭君提出年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する質問主意書(平成28年10月20日提出質問第70号)に対する答弁書における基礎的消費支出について

高齢無職世帯の基礎的消費支出(平成27年)

| | (単身世帯) | (夫婦世帯) |
|---------|----------------|----------------|
| 食料 | 35,012円 | 62,432円 |
| 住居 | <u>13,944円</u> | <u>17,500円</u> |
| 光熱・水道 | 13,468円 | 20,385円 |
| 家具・家事用品 | 5,249円 | 8,641円 |
| 被服及び履物 | 4,436円 | 6,975円 |
| 合計 | 72,109円 | 115,933円 |

おおむね賅う 賅う
(資料出所)総務省統計局「家計調査報告」

老齢基礎年金(平成27年度満額)

65,008円(1人分)
130,016円(2人分)

平成 28 年 11 月 15 日
厚生労働省
社会・援護局保護課

○65 歳以上の生活保護受給者の年金受給状況は以下のとおりです。

| | (人) | (%) |
|----------------|---------|-------|
| 65歳以上の生活保護受給者数 | 967,552 | 100.0 |
| 年金受給者数 | 473,761 | 49.0 |
| 1万円未満 | 33,524 | 3.5 |
| 1万円台 | 42,725 | 4.4 |
| 2万円台 | 60,764 | 6.3 |
| 3万円台 | 76,586 | 7.9 |
| 4万円台 | 60,175 | 6.2 |
| 5万円台 | 48,509 | 5.0 |
| 6万円台 | 52,750 | 5.5 |
| 7万円台 | 37,324 | 3.9 |
| 8万円台 | 25,895 | 2.7 |
| 9万円台 | 14,960 | 1.5 |
| 10万円台 | 9,169 | 0.9 |
| 11万円台 | 5,263 | 0.5 |
| 12万円以上 | 6,118 | 0.6 |

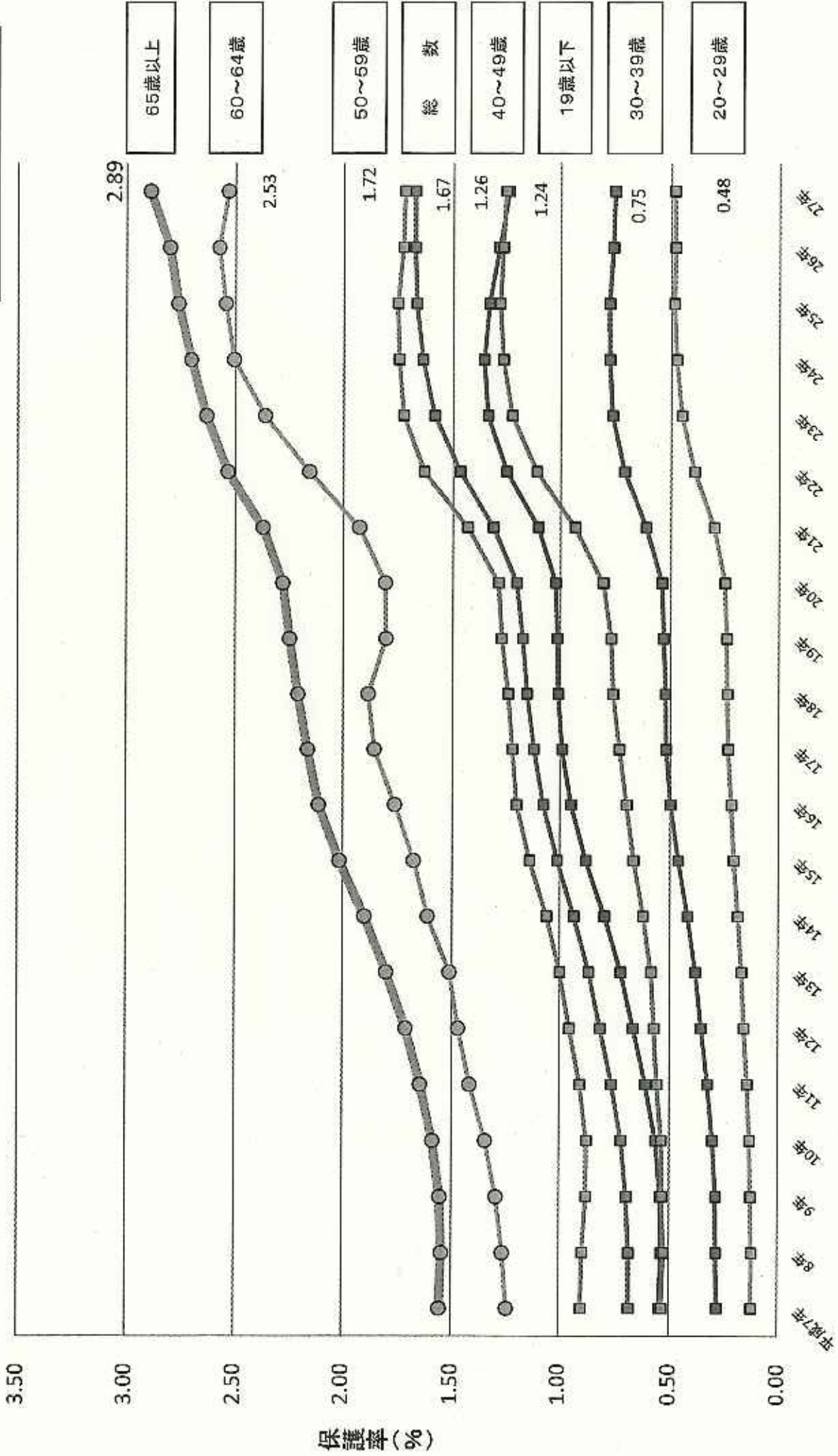
資料:被保護者調査(年次調査(平成27年7月31日現在))特別集計

○うち、お求めの「7万円以上」では以下のとおりです。(再掲)

| | (人) | (%) |
|-----------|--------|------|
| (再掲)7万円以上 | 98,729 | 10.2 |

年齢階級別保護率の年次推移

平成28年11月17日
社会・援護局保護課



平成28年11月17日

厚生労働省社会援護局保護課

年齢階級別保護率の推移

(%)

| | 総数 | 19歳以下 | 20~29 | 30~39 | 40~49 | 50~59 | 60~69 | 60~64 | 65~69 | 65歳以上 | 70歳以上 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 7年 | 0.68 | 0.54 | 0.12 | 0.28 | 0.53 | 0.90 | 1.28 | 1.24 | 1.31 | 1.55 | 1.68 |
| 8年 | 0.68 | 0.54 | 0.12 | 0.28 | 0.53 | 0.89 | 1.30 | 1.26 | 1.34 | 1.54 | 1.65 |
| 9年 | 0.69 | 0.54 | 0.13 | 0.29 | 0.53 | 0.88 | 1.33 | 1.29 | 1.38 | 1.55 | 1.64 |
| 10年 | 0.72 | 0.56 | 0.13 | 0.30 | 0.54 | 0.87 | 1.40 | 1.34 | 1.46 | 1.59 | 1.65 |
| 11年 | 0.76 | 0.61 | 0.14 | 0.32 | 0.56 | 0.91 | 1.49 | 1.42 | 1.57 | 1.64 | 1.68 |
| 12年 | 0.81 | 0.67 | 0.16 | 0.35 | 0.57 | 0.95 | 1.57 | 1.47 | 1.68 | 1.71 | 1.73 |
| 13年 | 0.87 | 0.72 | 0.17 | 0.38 | 0.59 | 1.00 | 1.65 | 1.51 | 1.81 | 1.80 | 1.80 |
| 14年 | 0.93 | 0.79 | 0.19 | 0.42 | 0.62 | 1.06 | 1.77 | 1.61 | 1.93 | 1.90 | 1.89 |
| 15年 | 1.01 | 0.88 | 0.21 | 0.46 | 0.67 | 1.14 | 1.87 | 1.68 | 2.09 | 2.01 | 1.98 |
| 16年 | 1.08 | 0.95 | 0.22 | 0.50 | 0.70 | 1.20 | 1.97 | 1.76 | 2.21 | 2.11 | 2.07 |
| 17年 | 1.12 | 0.99 | 0.23 | 0.52 | 0.73 | 1.22 | 2.03 | 1.85 | 2.24 | 2.15 | 2.12 |
| 18年 | 1.15 | 1.01 | 0.24 | 0.52 | 0.76 | 1.24 | 2.07 | 1.89 | 2.26 | 2.21 | 2.18 |
| 19年 | 1.18 | 1.01 | 0.24 | 0.53 | 0.77 | 1.27 | 2.04 | 1.80 | 2.29 | 2.25 | 2.23 |
| 20年 | 1.20 | 1.02 | 0.25 | 0.54 | 0.80 | 1.29 | 2.01 | 1.81 | 2.24 | 2.28 | 2.29 |
| 21年 | 1.31 | 1.10 | 0.30 | 0.61 | 0.93 | 1.43 | 2.13 | 1.93 | 2.35 | 2.37 | 2.38 |
| 22年 | 1.47 | 1.25 | 0.38 | 0.70 | 1.10 | 1.62 | 2.34 | 2.14 | 2.59 | 2.51 | 2.48 |
| 23年 | 1.58 | 1.34 | 0.45 | 0.76 | 1.23 | 1.73 | 2.52 | 2.36 | 2.73 | 2.63 | 2.60 |
| 24年 | 1.64 | 1.36 | 0.47 | 0.78 | 1.27 | 1.75 | 2.59 | 2.50 | 2.71 | 2.70 | 2.70 |
| 25年 | 1.67 | 1.33 | 0.49 | 0.78 | 1.28 | 1.75 | 2.64 | 2.54 | 2.75 | 2.76 | 2.77 |
| 26年 | 1.67 | 1.29 | 0.48 | 0.76 | 1.27 | 1.73 | 2.66 | 2.57 | 2.74 | 2.80 | 2.83 |
| 27年 | 1.67 | 1.24 | 0.48 | 0.75 | 1.26 | 1.72 | 2.67 | 2.53 | 2.79 | 2.89 | 2.93 |

高齢者の生活保護に関する機械的試算

高齢者の生活保護受給者の捕捉率が100%となった場合
の生活保護事業予算の増加分は、、、

最大 3.4兆円増/年

【試算の前提】

＜捕捉率について＞

- 民主党政権のナショナルリミナム研究会の最新のデータに基づく生活保護の捕捉率を使用
平成19年国民生活基礎調査に基づく低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)で資産と所得を考慮した場合の捕捉率は32.1%
よって概ね捕捉率を1/3とする

＜積算＞

- 高齢者(65歳以上)の捕捉率が100%となると仮定すると、生活保護を受給する高齢者が3倍になる。(補足率が1/3なので捕捉率が100%になる場合は生活保護を受給する高齢者数は3倍となる)
- 現在の高齢者の人数の生活保護に占める割合は45.5%(厚労省保護課)

以上を踏まえ、機械的に現在の高齢者の生活保護予算を以下のように算出すると

- 3.8兆円(2016年度生活保護全体の事業費予算)×45.5%=1.7兆円

この高齢者の生活保護予算が3倍になると

- 1.7兆円×3=5.1兆円

現在の生活保護予算よりも増額する金額は

- 5.1兆円-1.7兆円=3.4兆円

調査結果概要

厚生労働省作成資料

- 平成16年全国消費実態調査による推計結果のほうが、平成19年国民生活基礎調査による推計結果よりも低所得世帯率は小さく、低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は大きい傾向がみられる。これは、前者のほうが後者よりも世帯当たりの年間収入と貯蓄現在高の推計値が高いことによると考えられる(いわゆる「統計のケセ」※両調査の比較については11頁参照)。

| | 平均年間収入 | 第1-5分位の境界値 | 平均貯蓄現在高 |
|----------------|--------|------------|---------|
| 平成16年度全国消費実態調査 | 598万円 | 287万円 | 1,425万円 |
| 平成19年度国民生活基礎調査 | 567万円 | 214万円 | 1,143万円 |

- また、保護世帯比の推計に当たり、生活保護基準未満の世帯は全て生活保護を受給していないと仮定している(注)。

このため、低所得世帯に被保護世帯が含まれている場合には、保護世帯比は過小評価されることとなる。

(注)年間収入には生活保護費を含めた社会保障給付費が含まれる。ただし、収入額から生活保護費を分離することが不可能であり、結果データから生活保護受給の有無を判定できない。

| | 低所得世帯率 | | 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比) | |
|--|--------|----------------------|----------------------------|----------------------|
| | 所得のみ | 資産 ^{※1} を考慮 | 所得のみ | 資産 ^{※1} を考慮 |
| H16全国消費実態調査 最低生活費1 (生活扶助+教育扶助) | 4.9% | 0.3% | 29.6% | 87.4% |
| H16全国消費実態調査 最低生活費2 (最低生活費1+住宅扶助) | 6.7% | 0.7% | 23.8% | 75.8% |
| H19国民生活基礎調査 (生活扶助+教育扶助+高等学校等 就学費 ^{※2}) | 12.4% | 4.8% | 15.3% | 32.1% |

※1 資産には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額は含まれない。また、親族からの扶養や稼働能力の有無などが不明であるため、上記低所得世帯が保護の受給要件を満たしているか否かは判断できない。さらに、仮に保護の要件を満たしていても、生活保護は申請に基づいた制度であることから、今回の調査から得られた「保護世帯比」が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)の割合を表すものではない(2ページ参照)。

※2 高等学校等就学費は平成17年度に創設された。

5

3. 国民生活基礎調査

国民生活基礎調査

- 最低生活費未満の世帯は、資産を考慮しないフロー所得のみで見た場合、約597万世帯(12.4%)、資産を考慮した場合、約229万世帯(4.8%)と推定される。
- 世帯類型別に見ると、母子世帯の割合が最も高く、フロー所得のみの場合で63.1%、資産を考慮した場合で30.2%と推定される。
- 低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)は、フロー所得のみの場合で15.3%、資産を考慮した場合で32.1%と推定される。

| | 総世帯数 | 最低生活費未満の世帯 | うち資産要件を満たす世帯 | 被保護世帯数 | 低所得世帯率① | 低所得世帯率② | 保護世帯比① | 保護世帯比② |
|--------|-------|------------|--------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | A | B | C | D | B/A | C/A | D/(B+D) | D/(C+D) |
| | 万世帯 | 万世帯 | 万世帯 | 万世帯 | % | % | % | % |
| 総数 | 4,802 | 597 | 229 | 108 | 12.4 | 4.8 | 15.3 | 32.1 |
| 単身世帯 | 1,198 | 238 | 104 | 81 | 19.9 | 8.7 | 25.4 | 43.7 |
| 高齢者世帯 | 439 | 106 | 44 | 44 | 24.2 | 10.1 | 29.5 | 50.0 |
| その他の世帯 | 759 | 132 | 60 | 37 | 17.4 | 7.9 | 21.7 | 37.9 |
| 2人以上世帯 | 3,604 | 359 | 125 | 27 | 10.0 | 3.5 | 7.0 | 17.9 |
| 高齢者世帯 | 474 | 35 | 14 | 5 | 7.3 | 3.0 | 13.5 | 27.5 |
| 母子世帯 | 74 | 46 | 22 | 9 | 63.1 | 30.2 | 16.0 | 28.5 |
| その他の世帯 | 3,056 | 278 | 88 | 13 | 9.1 | 2.9 | 4.4 | 12.7 |

(注)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成されている世帯が、これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。「母子世帯」とは、現に配偶者がいない65歳未満の母親と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。

(資料)平成19年国民生活基礎調査特別集計、平成19年被保護者全国一斉調査(個別調査)

年度には二十六・〇パーセントとなる。

お尋ねの基礎年金制度の役割については、国民年金法第一条において、「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与する」と規定されている。

お尋ねの「基礎年金にもマクロ経済スライドをかける」ことについては、マクロ経済スライドは、将来世代の負担を過重にしないため、将来の保険料水準を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みとして導入されたものであり、このような仕組みは、基礎年金を含めた公的年金制度全体に共通する考え方であるため、適切なものと考えている。

御指摘の「高齢者用の生活扶助制度（高齢者用の審査が簡易な生活保護）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省の「二〇一五年海外情勢報告」によれば、保険料の拠出を支給要件としないものであつて主に高齢者を対象とする現金給付として、米国の「補足的所得保障」、フランスの「高齢者連帯手当」、ドイツの「高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障」等がある。また、御指摘の「高齢者の生活を下支えする新たな制度」については、その必要性も含め、諸外国の例も参考にしながら研究してまいりたい。

年金抜本改革に関する経緯

◎3党合意により成立した社会保障制度改革推進法では

→公的年金制度について

「今後の公的年金制度については、財政の現況および見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ることとする」

◎平成25年8月6日社会保制度改革国民会議報告書

★「年金制度については、どのような制度体系を目指そうとも必要となる課題の解決を進め、将来の制度体系については引き続き議論するという2段階のアプローチが必要」

★「併せて、低所得者に対するセーフティーネットの強化に関しては、年金制度だけで対応するのではなく社会保障全体で対応すること、(中略)についても認識が共有された」

→年金制度の抜本改革について議論さえ未着手

(国民会議報告書を受けて成立した社会保障プログラム法)

◎社会保障プログラム法(平成25年12月 最終改正平成28年6月)

第6条「高所得者の年金給付の在り方(及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方)の見直し→未着手

以上

長妻昭事務所作成資料

20 歳前障害の障害基礎年金に係る所得状況届が提出されていなかった事例で、
当該所得に係る届け出を待って年金の支給をまとめて行った事例

(※ 議員からの依頼を踏まえた 20 歳前障害の障害基礎年金に係る事例)

- 20 歳前障害の障害基礎年金は所得制限があり、毎年、所得を証明する書類の提出が必要となっている。
- 東京都に在住する A さんの場合、平成 26 年の所得に係る「所得状況届」の提出がなかったため、平成 27 年 10 月支払い分から平成 28 年 8 月支払い分までの 20 歳前障害の障害基礎年金の支給が差止となっていた。
- 平成 28 年 8 月に、平成 27 年の所得に係る「所得状況届」の提出があったが、A さんに対して、前年の年金が支給される可能性があるため、平成 26 年の所得を証明する書類の提出を求め、(平成 28 年 10 月支払い分の)年金は引き続き差止としていた。
- 平成 28 年 9 月に、A さんから、平成 26 年の所得を証明する書類の提出があったことから、差止となっていた平成 27 年 10 月支払い分以降の年金全額を平成 28 年 11 月随時払いでまとめて支払った。